投資信託説明書(請求目論見書)
使用開始日　2023年10月7日

日本好配当リバランスオープン

追加型投信／国内／株式

日本好配当リバランスオープンの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2023年10月6日に関東財務局長に提出しており、2023年10月7日にその届出の効力が発生しております。

発行者名	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　塩川　克史
本店の所在の場所	東京都中央区京橋二丁目2番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家からの請求により交付される請求目論見書です。

SBI岡三アセットマネジメント

・投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

・投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

目　次

目　次 1
第一部【証券情報】 2
（１）【ファンドの名称】 2
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 2
（３）【発行（売出）価額の総額】 2
（４）【発行（売出）価格】 2
（５）【申込手数料】 3
（６）【申込単位】 3
（７）【申込期間】 3
（８）【申込取扱場所】 3
（９）【払込期日】 3
（１０）【払込取扱場所】 3
（１１）【振替機関に関する事項】 3
（１２）【その他】 4
第二部【ファンド情報】 5
第１【ファンドの状況】 5
第２【管理及び運営】 32
第３【ファンドの経理状況】 38
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 50
第三部【委託会社等の情報】 51
第１【委託会社等の概況】 51

＜添付＞
投資信託約款

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

日本好配当リバランスオープン
（以下「ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。
当初元本は、1口当たり1円です。
委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

2,000 億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

1口当たりの発行価格は、取得申込日の基準価額とします。

◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。

◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した 1 口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

◆ 基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問合わせ先（照会先）
ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
フリーダイヤル　0120-048-214（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）
ホームページ　https://www.sbiokasan-am.co.jp

（５）【申込手数料】

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3％（税抜 3.0％）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

◆　申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

◆　「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問合わせ先については、(4)［発行(売出)価格］に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

※　お問合わせ先については、(4)［発行（売出）価格］に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（７）【申込期間】

2023 年 10 月 7 日から 2024 年 4 月 8 日まで

◆　申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問合わせ先については、(4)［発行(売出)価格］に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（９）【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

◆　詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問合わせ先については、(4)［発行(売出)価格］に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

■　**ファンドの目的**

ファンドは、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

■　**信託金の限度額**

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■　**ファンドの商品分類**

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

商品分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング

属性区分の定義

株式　一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
年４回	目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（注）ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

■ファンドの特色

1 わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

2 運用にあたっては、日経500種平均株価採用銘柄を予想配当利回りの高い順にランキングし、上位の70銘柄程度を投資対象とします。

財務内容や流動性等を勘案し、投資対象銘柄から除外することがあります。また、日経500種平均株価採用銘柄の入替えに伴い、当該指数採用銘柄から除外された銘柄を一時的に組入れている場合や新規に採用されることとなった銘柄を組入れる場合があります。

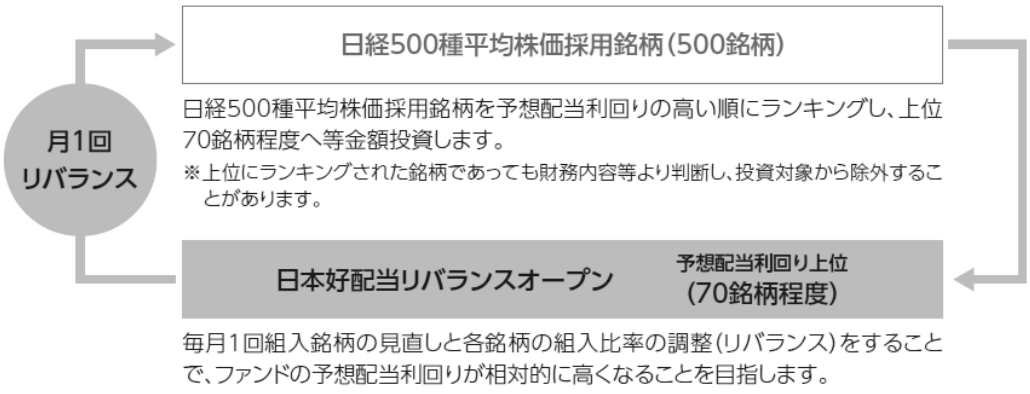

- 日経500種平均株価採用企業は、会社の規模（資産面）が比較的大きく、株式の流動性についても比較的高い企業群と言えます。

日経500種平均株価について

株式会社日本経済新聞社が算出する株価指数で、東証プライム市場上場企業の株式から、売買高、売買代金、時価総額の3指標に基づき500銘柄を選んで算出する指数です。（毎年銘柄の見直しが行われています。）

- 「日経500種平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経500種平均株価」自体及び「日経500種平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- 「日経」及び「日経500種平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- 本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び本件受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経500種平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経500種平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経500種平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

3 投資にあたっては、各銘柄への資産配分が、概ね等金額投資となることを目標に運用を行います。

投資信託財産の規模、組入銘柄の株価変動、ならびに償還準備に入った場合等の要因により等金額投資とならない場合があります。

4 組入銘柄の見直しと各銘柄の組入比率の調整（リバランス）は、原則として1ヵ月毎に行います。

リバランス時に日経500種平均株価採用銘柄から除外されることが判明している銘柄については組入対象銘柄から除外し、新規に採用されることが判明している銘柄については組入対象銘柄に含むものとします。

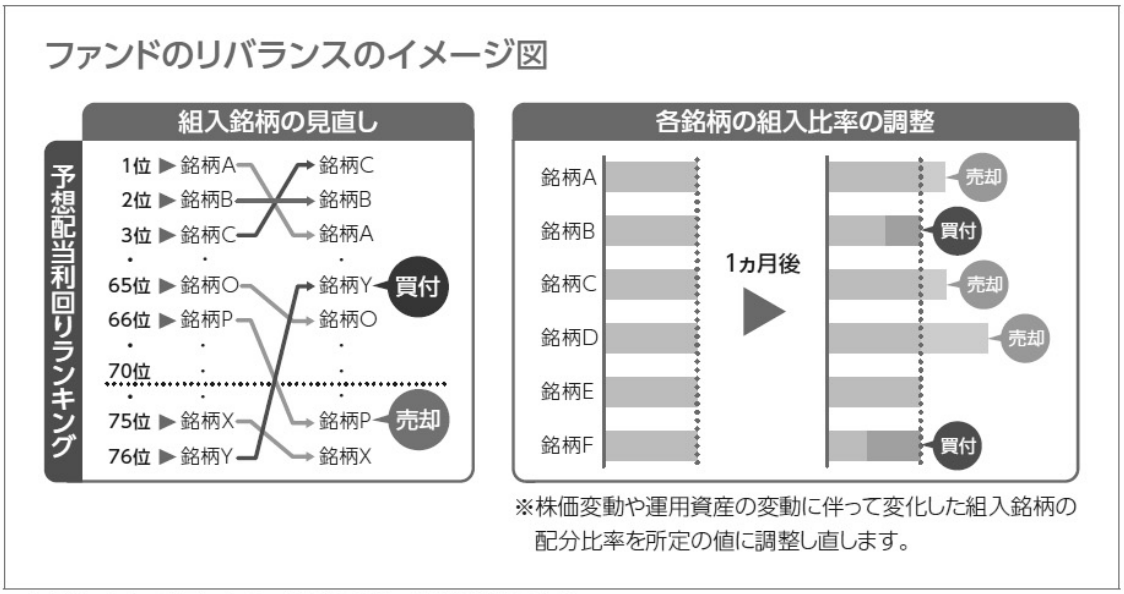

※上記はイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。

5 株式の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

6 株式以外への資産の投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては上記のような運用ができない場合があります。

●分配方針

年4回、1月、4月、7月、10月の各月の7日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

分配金の支払いイメージ

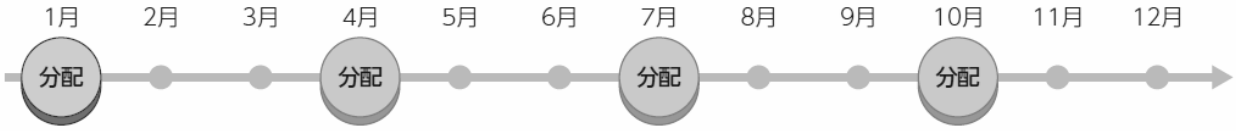

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、分配対象収益の範囲内で、委託会社が分配可能額を勘案のうえ決定します。なお、1月の決算時の分配金額は、基準価額が当初元本を上回っている場合は、委託会社が基準価額水準を勘案のうえ決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

（２）【ファンドの沿革】

2005 年 3 月 23 日　投資信託契約締結、設定、運用開始
2007 年 1 月 4 日　投資信託振替制度へ移行
2014 年 4 月 2 日　信託期間の終了日を 2015 年 1 月 7 日から 2025 年 1 月 7 日に変更
2023 年 7 月 21 日　追加信託金の限度額を 1,000 億円から 2,000 億円に変更
2023 年 10 月 7 日　信託期間の終了日を 2025 年 1 月 7 日から 2045 年 1 月 6 日に変更

（３）【ファンドの仕組み】

■　ファンドの関係法人とその役割

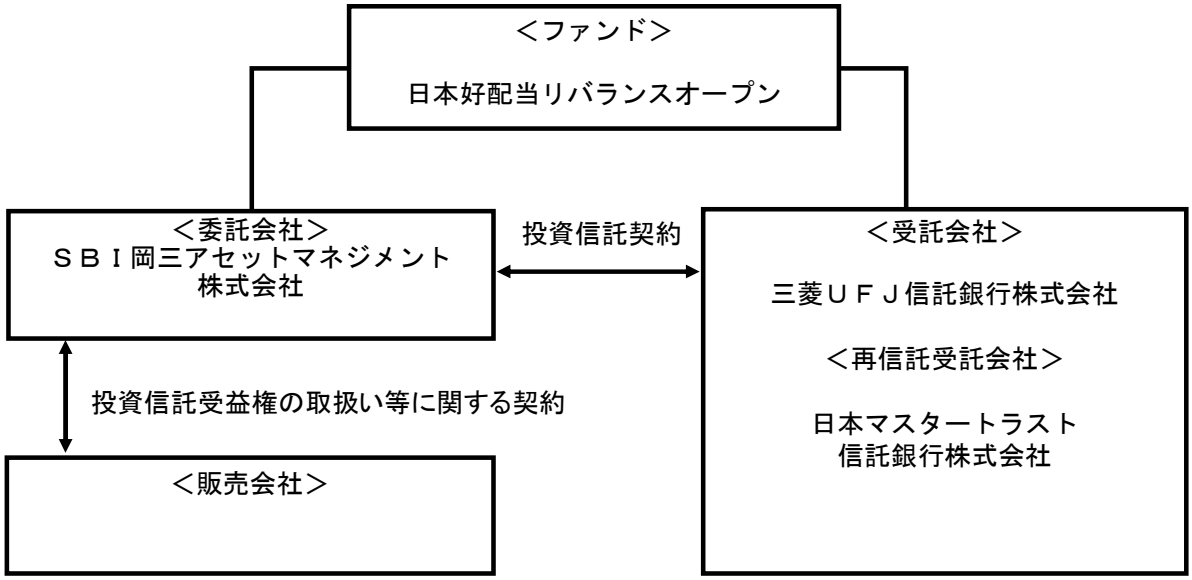

関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■　委託会社の概況（2023 年 7 月末日現在）

◆　資本金

1 億円

◆　委託会社の沿革

1964 年 10 月 6 日	「日本投信委託株式会社」設立
2008 年 4 月 1 日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更
2023 年 7 月 1 日	商号を「ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆　大株主の状況

名　　称	住　　所	持株数	持株比率
ＳＢＩＦＳ合同会社	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	577,400 株	51.0%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号	554,701 株	49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

■　基本方針

ファンドは、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

■　運用方法

a　投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

b　投資態度

イ．わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

ロ．運用にあたっては、日経 500 種平均株価採用銘柄を予想配当利回りの高い順にランキングし、上位の 70 銘柄程度を投資対象とします。ただし、財務内容や流動性等を勘案し、投資対象銘柄から除外することがあります。また、日経 500 種平均株価採用銘柄の入替えに伴い、当該指数採用銘柄から除外された銘柄を一時的に組入れている場合や新規に採用されることとなった銘柄を組入れる場合があります。

ハ．投資にあたっては、各銘柄への資産配分が、概ね等金額投資となることを目標に運用を行います。ただし、投資信託財産の規模、組入銘柄の株価変動、ならびに償還準備に入った場合等の要因により等金額投資とならない場合があります。

ニ．組入銘柄の見直しと各銘柄の組入比率の調整（リバランス）は、原則として 1 ヵ月毎に行います。なお、リバランス時に日経 500 種平均株価採用銘柄から除外されることが判明している銘柄については組入対象銘柄から除外し、新規に採用されることが判明している銘柄については組入対象銘柄に含むものとします。

ホ．株式の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

ヘ．株式以外への資産の投資は、原則として投資信託財産総額の 50%以下とします。

ト．資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

■　投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a　次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、先物取引等に限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形

b　次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

■　運用の指図範囲

a　有価証券
委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
イ．株券または新株引受権証書
ロ．国債証券
ハ．地方債証券
ニ．特別の法律により法人の発行する債券
ホ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
ヘ．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
ト．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
チ．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
リ．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
ヌ．コマーシャル・ペーパー
ル．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
ヲ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、ロ.からル.までの証券または証書の性質を有するもの
ワ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
カ．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
ヨ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
タ．預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
レ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
ソ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
ツ．外国の者に対する権利でソ.の有価証券の性質を有するもの

b　金融商品
委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
ハ．コール・ローン
ニ．手形割引市場において売買される手形
ホ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
ヘ．外国の者に対する権利でホ.の権利の性質を有するもの

c　特別な場合の運用指図
　ファンドの設定、一部解約、償還への対応および投資環境の変動への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

■　運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織
　ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。

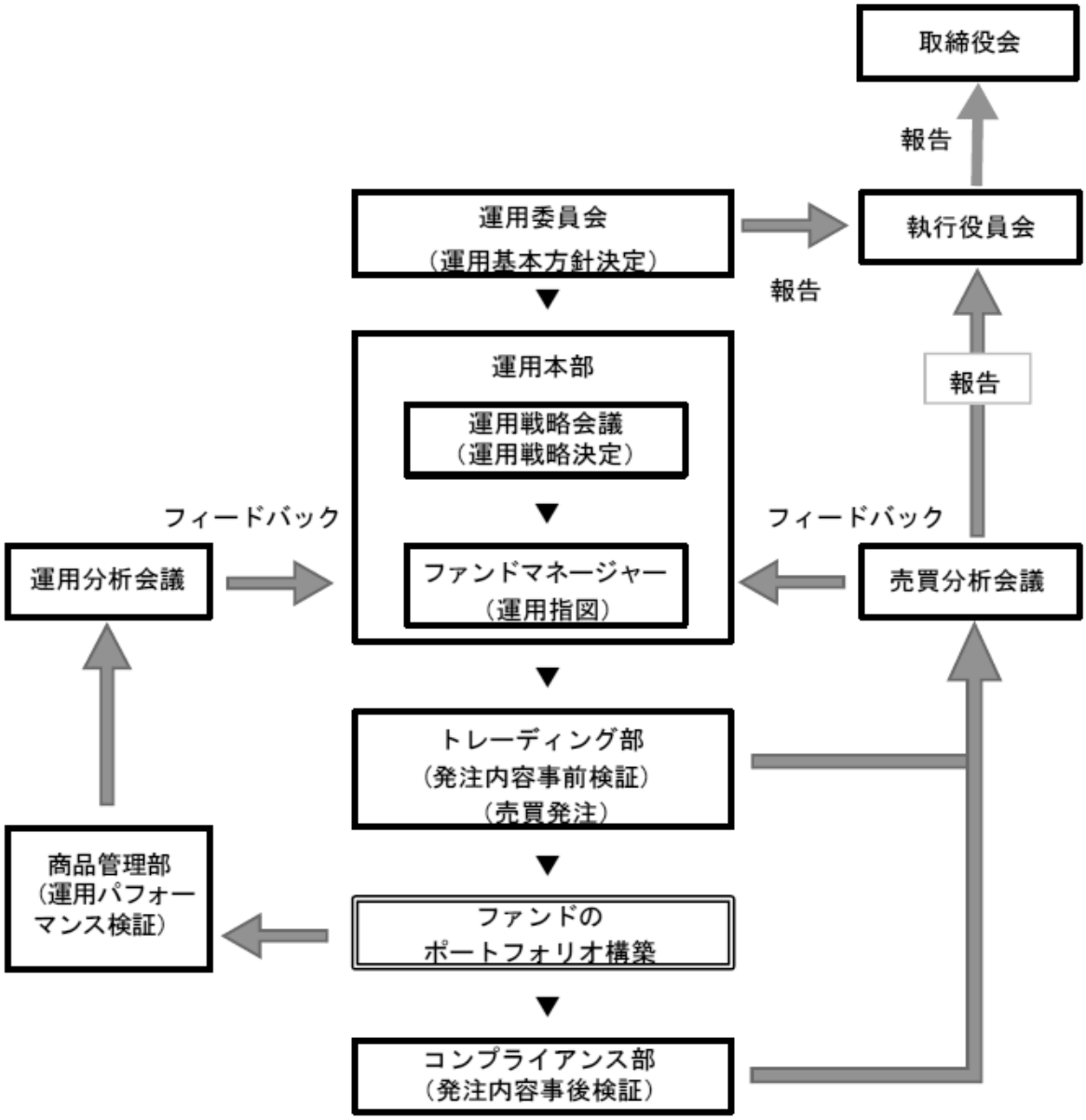

会議名または部署名	役割
運用委員会 （月１回開催）	運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 （月１回開催）	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいたファンドの運用戦略を決定します。
各運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定された運用戦略に基づき、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。
運用分析会議 （月１回開催）	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。
売買分析会議 （月１回開催）	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 （原則月１回開催）	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。
トレーディング部 （5～10 名程度）	運用指図の売買発注前検証を行います。また、売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行います。
コンプライアンス部 （5～10 名程度）	運用指図の売買発注後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証、及び運用リスク管理状況の検証を行います。 また、委託会社の業務全般に係る法令諸規則等の遵守状況の検証や役職員に対する法令諸規則等の周知や啓蒙活動を行います。
商品管理部 （5～10 名程度）	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。

■　社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

■　ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

※　運用体制等につきましては、2023 年 7 月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

■　3ヵ月に1回（1月、4月、7月、10月の各月の7日とします。ただし、当該各月の7日が休業日の場合は翌営業日とします。）決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、分配を行います。

a　分配対象収益の範囲
　繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b　分配対象収益についての分配方針
　分配金額は、分配対象収益の範囲内で、委託会社が分配可能額を勘案のうえ決定します。
　なお、1月の決算時の分配金額は、基準価額が当初元本を上回っている場合は、委託会社が基準価額水準を勘案のうえ決定します。

c　留保益の運用方針
　分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

■　分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

（５）【投資制限】

＜約款に基づく投資制限＞

■　株式への投資割合には制限を設けません。
■　外貨建資産への投資は行いません。
■　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
■　投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
■　デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
■　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

■　投資する株式等の範囲

a　委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
b　上記aにかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

■　信用取引の指図範囲

a　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
b　上記aの信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
c　投資信託財産の一部解約等の事由により、上記bの売付けに係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

■　先物取引等の運用指図・目的・範囲

a　委託会社は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

イ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品（預金、指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形に限ります。以下、同じ。）で運用している額の範囲内とします。

ハ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、ａおよびｂで規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

b　委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（投資信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつａおよびｂで規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

■　デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

■　有価証券の貸付の指図および範囲

a　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。

イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないこととします。

ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないこととします。

b　上記ａに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c　委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

■　資金の借入れ

a　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有

価証券等の運用は行わないものとします。

b　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

c　収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d　借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

＜関係法令に基づく投資制限＞

a　委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

b　委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

c　委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

３【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。 投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。 ファンドは、国内の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

＜投資リスク＞

■　株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■　信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※　基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

＜留意事項＞

・　ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・　投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

・　ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。

・　分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値

上がりが小さかった場合も同様です。

＜投資リスクに対する管理体制＞

・ 運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃を、商品開発委員会において個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。

・ トレーディング部及びコンプライアンス部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

  発注前の検証は、トレーディング部が、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。

  発注後の検証は、コンプライアンス部が、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
  コンプライアンス部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。
  ① 運用の指図に関する帳票の確認
  ② 検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認
  ③ その他検証を行うために必要な行為

・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

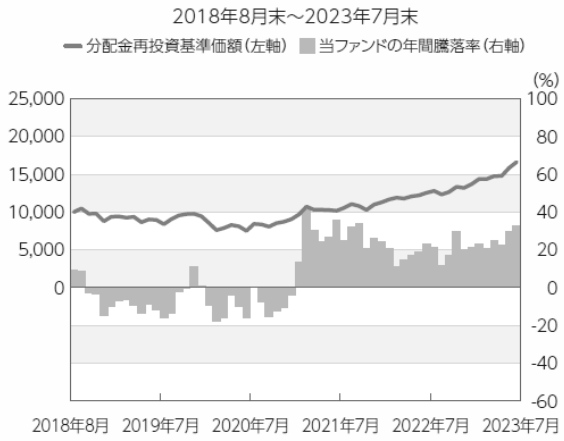

＊分配金再投資基準価額は、2018年8月末を10,000として指数化しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
＊年間騰落率は、2018年8月から2023年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

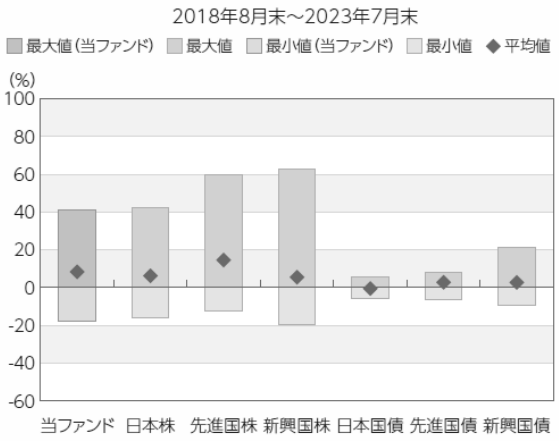

(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	41.0	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△ 17.8	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値	8.3	6.3	14.6	5.5	△ 0.5	2.8	2.7

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2018年8月から2023年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜 3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先（照会先）
ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
フリーダイヤル　0120-048-214（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）
ホームページ　https://www.sbiokasan-am.co.jp

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

（3）【信託報酬等】

■ **信託報酬の総額及びその配分**

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率 0.913%（税抜 0.83%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率 0.385%（税抜 0.35%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率 0.44%（税抜 0.40%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率 0.088%（税抜 0.08%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

■ **信託報酬の支払い時期**

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（4）【その他の手数料等】

■ ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

■　ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.011%（税抜 0.01%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

■　ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

■　ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

※　上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

（5）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

■　個人受益者に対する課税

◆収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

◆償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

※償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。
償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。
また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

■　法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

※ 普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、NISAの適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ その他

・ 原則として、配当控除の適用が可能です。

・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

・　外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※　上記の内容は 2023 年 7 月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2023年 7月31日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第 3 位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	69,654,935,640	89.74
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	7,960,417,713	10.26
合計（純資産総額）		77,615,353,353	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	449,200	2,218.57	996,581,721	2,404.00	1,079,876,800	1.39
2	日本	株式	大和工業	鉄鋼	156,700	6,147.90	963,376,119	6,789.00	1,063,836,300	1.37
3	日本	株式	ひろぎんホールディングス	銀行業	1,208,000	849.07	1,025,681,733	878.60	1,061,348,800	1.37
4	日本	株式	ＪＦＥホールディングス	鉄鋼	455,900	1,996.59	910,249,237	2,297.00	1,047,202,300	1.35
5	日本	株式	あおぞら銀行	銀行業	357,700	2,719.26	972,681,828	2,921.50	1,045,020,550	1.35
6	日本	株式	ゆうちょ銀行	銀行業	882,900	1,129.26	997,025,095	1,183.00	1,044,470,700	1.35
7	日本	株式	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	保険業	197,300	5,211.91	1,028,310,735	5,292.00	1,044,111,600	1.35
8	日本	株式	コスモエネルギーホールディングス	石油・石炭製品	237,100	3,960.07	938,933,344	4,401.00	1,043,477,100	1.34
9	日本	株式	セイノーホールディングス	陸運業	466,500	2,139.42	998,040,169	2,235.50	1,042,860,750	1.34
10	日本	株式	かんぽ生命保険	保険業	452,900	2,230.02	1,009,980,297	2,298.50	1,040,990,650	1.34
11	日本	株式	ＳＢＩホールディングス	証券、商品先物取引業	344,800	2,854.44	984,212,406	2,999.50	1,034,227,600	1.33
12	日本	株式	イオンフィナンシャルサービス	その他金融業	809,100	1,264.24	1,022,896,668	1,276.00	1,032,411,600	1.33
13	日本	株式	大和証券グループ本社	証券、商品先物取引業	1,336,500	725.53	969,676,234	770.10	1,029,238,650	1.33
14	日本	株式	デンカ	化学	366,500	2,701.42	990,072,764	2,805.50	1,028,215,750	1.32
15	日本	株式	川崎汽船	海運業	240,100	3,894.25	935,010,370	4,282.00	1,028,108,200	1.32
16	日本	株式	日本製鉄	鉄鋼	316,500	3,001.67	950,029,842	3,246.00	1,027,359,000	1.32
17	日本	株式	シチズン時計	精密機器	1,106,100	882.20	975,809,610	928.00	1,026,460,800	1.32
18	日本	株式	東ソー	化学	552,700	1,701.25	940,282,308	1,856.50	1,026,087,550	1.32
19	日本	株式	三井金属鉱業	非鉄金属	305,100	3,252.63	992,377,447	3,358.00	1,024,525,800	1.32

20	日本	株式	ＳＯＭＰＯホールディングス	保険業	162,700	6,517.61	1,060,416,498	6,291.00	1,023,545,700	1.32
21	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	648,500	1,537.98	997,380,939	1,578.00	1,023,333,000	1.32
22	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	324,400	3,092.58	1,003,236,039	3,153.00	1,022,833,200	1.32
23	日本	株式	安藤・間	建設業	895,500	1,068.72	957,042,672	1,137.00	1,018,183,500	1.31
24	日本	株式	松井証券	証券、商品先物取引業	1,267,600	800.58	1,014,826,168	803.00	1,017,882,800	1.31
25	日本	株式	ＥＮＥＯＳホールディングス	石油・石炭製品	1,973,900	497.64	982,309,729	515.40	1,017,348,060	1.31
26	日本	株式	長谷工コーポレーション	建設業	549,700	1,771.25	973,657,749	1,850.50	1,017,219,850	1.31
27	日本	株式	Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	サービス業	362,100	2,708.26	980,662,052	2,808.00	1,016,776,800	1.31
28	日本	株式	ふくおかフィナンシャルグループ	銀行業	297,300	3,097.09	920,766,993	3,420.00	1,016,766,000	1.31
29	日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・土石製品	338,500	2,937.98	994,507,340	3,002.00	1,016,177,000	1.31
30	日本	株式	日本郵政	サービス業	977,200	1,041.33	1,017,592,020	1,039.00	1,015,310,800	1.31

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内/外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	鉱業	2.58
		建設業	8.80
		食料品	1.32
		繊維製品	1.24
		化学	6.30
		医薬品	1.29
		石油・石炭製品	3.87
		ガラス・土石製品	3.83
		鉄鋼	4.04
		非鉄金属	1.32
		金属製品	2.52
		電気機器	1.20
		輸送用機器	3.71
		精密機器	1.32
		その他製品	1.19
		電気・ガス業	1.25
		陸運業	1.34
		海運業	2.61
		倉庫・運輸関連業	1.22
		情報・通信業	1.32
		卸売業	2.46
		小売業	1.24
		銀行業	15.59

		証券、商品先物取引業	5.28
		保険業	4.01
		その他金融業	3.87
		不動産業	1.22
		サービス業	3.80
合計			89.74

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額(円)		基準価額（円） （1 口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 18 特定期間末　（2014 年 1 月 7 日）	3,740,905,040	3,778,273,114	0.7866	0.7946
第 19 特定期間末　（2014 年 7 月 7 日）	4,216,180,716	4,259,176,290	0.8202	0.8282
第 20 特定期間末　（2015 年 1 月 7 日）	3,427,646,127	3,462,266,949	0.8492	0.8572
第 21 特定期間末　（2015 年 7 月 7 日）	3,143,000,808	3,169,350,591	1.0129	1.0209
第 22 特定期間末　（2016 年 1 月 7 日）	3,457,103,104	3,486,862,381	0.9459	0.9539
第 23 特定期間末　（2016 年 7 月 7 日）	3,226,949,128	3,259,130,319	0.7996	0.8076
第 24 特定期間末　（2017 年 1 月 10 日）	3,194,978,029	3,621,854,841	1.0081	1.1421
第 25 特定期間末　（2017 年 7 月 7 日）	3,866,932,780	3,896,335,658	1.0448	1.0528
第 26 特定期間末　（2018 年 1 月 9 日）	3,627,581,350	4,291,266,160	1.0063	1.1903
第 27 特定期間末　（2018 年 7 月 9 日）	4,512,515,074	4,550,716,426	0.9228	0.9308
第 28 特定期間末　（2019 年 1 月 7 日）	5,927,988,566	5,977,530,371	0.8325	0.8405
第 29 特定期間末　（2019 年 7 月 8 日）	7,690,926,655	7,763,073,330	0.8457	0.8537
第 30 特定期間末　（2020 年 1 月 7 日）	6,209,010,445	6,270,320,377	0.8945	0.9025
第 31 特定期間末　（2020 年 7 月 7 日）	4,729,342,307	4,781,434,721	0.7337	0.7417
第 32 特定期間末　（2021 年 1 月 7 日）	4,834,443,164	4,883,857,641	0.8042	0.8122
第 33 特定期間末　（2021 年 7 月 7 日）	4,938,219,611	4,982,244,103	0.9054	0.9134
第 34 特定期間末　（2022 年 1 月 7 日）	5,052,625,367	5,093,864,733	1.0000	1.0080
第 35 特定期間末　（2022 年 7 月 7 日）	5,489,857,917	5,530,723,200	1.0581	1.0661
第 36 特定期間末　（2023 年 1 月 10 日）	10,317,149,430	11,778,282,219	1.0041	1.1481
第 37 特定期間末　（2023 年 7 月 7 日）	62,460,468,837	62,767,928,693	1.2105	1.2185
2022 年 7 月末日	5,771,068,053	—	1.0976	—

8月末日	6,041,858,500	—	1.1202	—
9月末日	5,942,407,218	—	1.0776	—
10月末日	6,822,116,620	—	1.1037	—
11月末日	8,113,867,444	—	1.1627	—
12月末日	10,893,911,613	—	1.1498	—
2023年 1月末日	14,927,235,179	—	1.0476	—
2月末日	20,451,670,889	—	1.0996	—
3月末日	26,657,351,072	—	1.0989	—
4月末日	36,184,395,941	—	1.1248	—
5月末日	46,466,457,316	—	1.1262	—
6月末日	59,575,688,561	—	1.2075	—
7月末日	77,615,353,353	—	1.2627	—

②【分配の推移】

	期間	分配金 （1口当たり）
第18特定期間	2013年 7月 9日～2014年 1月 7日	0.0080円
第19特定期間	2014年 1月 8日～2014年 7月 7日	0.0080円
第20特定期間	2014年 7月 8日～2015年 1月 7日	0.0080円
第21特定期間	2015年 1月 8日～2015年 7月 7日	0.0080円
第22特定期間	2015年 7月 8日～2016年 1月 7日	0.0080円
第23特定期間	2016年 1月 8日～2016年 7月 7日	0.0080円
第24特定期間	2016年 7月 8日～2017年 1月10日	0.1340円
第25特定期間	2017年 1月11日～2017年 7月 7日	0.0080円
第26特定期間	2017年 7月 8日～2018年 1月 9日	0.1840円
第27特定期間	2018年 1月10日～2018年 7月 9日	0.0080円
第28特定期間	2018年 7月10日～2019年 1月 7日	0.0080円
第29特定期間	2019年 1月 8日～2019年 7月 8日	0.0080円
第30特定期間	2019年 7月 9日～2020年 1月 7日	0.0080円
第31特定期間	2020年 1月 8日～2020年 7月 7日	0.0080円
第32特定期間	2020年 7月 8日～2021年 1月 7日	0.0080円
第33特定期間	2021年 1月 8日～2021年 7月 7日	0.0080円
第34特定期間	2021年 7月 8日～2022年 1月 7日	0.0080円
第35特定期間	2022年 1月 8日～2022年 7月 7日	0.0080円
第36特定期間	2022年 7月 8日～2023年 1月10日	0.1440円
第37特定期間	2023年 1月11日～2023年 7月 7日	0.0080円

③【収益率の推移】

	期間	収益率（%）
第 18 特定期間	2013 年 7 月 9 日～2014 年 1 月 7 日	9.4
第 19 特定期間	2014 年 1 月 8 日～2014 年 7 月 7 日	5.3
第 20 特定期間	2014 年 7 月 8 日～2015 年 1 月 7 日	4.5
第 21 特定期間	2015 年 1 月 8 日～2015 年 7 月 7 日	20.2
第 22 特定期間	2015 年 7 月 8 日～2016 年 1 月 7 日	△5.8
第 23 特定期間	2016 年 1 月 8 日～2016 年 7 月 7 日	△14.6
第 24 特定期間	2016 年 7 月 8 日～2017 年 1 月 10 日	42.8
第 25 特定期間	2017 年 1 月 11 日～2017 年 7 月 7 日	4.4
第 26 特定期間	2017 年 7 月 8 日～2018 年 1 月 9 日	13.9
第 27 特定期間	2018 年 1 月 10 日～2018 年 7 月 9 日	△7.5
第 28 特定期間	2018 年 7 月 10 日～2019 年 1 月 7 日	△8.9
第 29 特定期間	2019 年 1 月 8 日～2019 年 7 月 8 日	2.5
第 30 特定期間	2019 年 7 月 9 日～2020 年 1 月 7 日	6.7
第 31 特定期間	2020 年 1 月 8 日～2020 年 7 月 7 日	△17.1
第 32 特定期間	2020 年 7 月 8 日～2021 年 1 月 7 日	10.7
第 33 特定期間	2021 年 1 月 8 日～2021 年 7 月 7 日	13.6
第 34 特定期間	2021 年 7 月 8 日～2022 年 1 月 7 日	11.3
第 35 特定期間	2022 年 1 月 8 日～2022 年 7 月 7 日	6.6
第 36 特定期間	2022 年 7 月 8 日～2023 年 1 月 10 日	8.5
第 37 特定期間	2023 年 1 月 11 日～2023 年 7 月 7 日	21.4

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第 2 位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第 18 特定期間	597,693,186	944,859,157
第 19 特定期間	1,297,575,944	912,987,829
第 20 特定期間	775,017,719	1,879,379,247
第 21 特定期間	72,299,043	1,005,327,315
第 22 特定期間	1,094,496,340	542,734,935
第 23 特定期間	689,480,485	308,865,535
第 24 特定期間	357,565,276	1,223,592,316
第 25 特定期間	1,077,840,202	546,004,573
第 26 特定期間	632,476,985	728,938,697
第 27 特定期間	1,629,372,873	344,259,886
第 28 特定期間	2,761,654,668	530,485,409
第 29 特定期間	2,925,094,455	951,535,940
第 30 特定期間	351,993,899	2,505,277,114

第 31 特定期間	235,552,558	730,691,677
第 32 特定期間	168,290,459	603,167,069
第 33 特定期間	590,728,113	1,148,016,858
第 34 特定期間	348,121,025	749,757,969
第 35 特定期間	883,088,263	747,115,401
第 36 特定期間	6,125,222,267	1,038,164,613
第 37 特定期間	45,509,703,368	4,186,737,794

≪参考情報≫

運用実績

2023年7月31日現在

●基準価額・純資産の推移

2013年8月1日～2023年7月31日

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2023年 7月	40円
2023年 4月	40円
2023年 1月	1,400円
2022年10月	40円
2022年 7月	40円
設定来累計	10,190円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
株式	89.74%
その他資産	10.26%
合計	100.00%

業種別配分

業種	純資産比率
銀行業	15.59%
建設業	8.80%
化学	6.30%
証券、商品先物取引業	5.28%
鉄鋼	4.04%

※組入上位5業種です。

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

銘柄名	業種	純資産比率
みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.39%
大和工業	鉄鋼	1.37%
ひろぎんホールディングス	銀行業	1.37%
JFEホールディングス	鉄鋼	1.35%
あおぞら銀行	銀行業	1.35%
ゆうちょ銀行	銀行業	1.35%
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	保険業	1.35%
コスモエネルギーホールディングス	石油・石炭製品	1.34%
セイノーホールディングス	陸運業	1.34%
かんぽ生命保険	保険業	1.34%

●年間収益率の推移(暦年ベース)

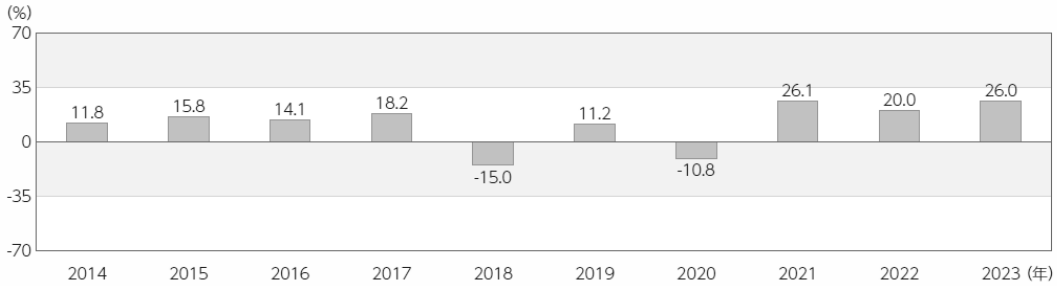

※ファンドにはベンチマークはありません。
※2023年は年初から7月末までの収益率を示しています。
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

■　**取得申込受付日**

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

■　**取得申込受付時間**

原則として、午後 3 時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■　**取得申込手続**

・　取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

・　取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の 2 つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。

・　「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。

・　申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

・　1 口当たりの発行価格は、取得申込日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

・　申込代金は、1 口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。

・　申込代金は、取得申込みを取り扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。
詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

・　申込代金の払込期日については、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。
詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先（照会先）
ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
フリーダイヤル　0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　https://www.sbiokasan-am.co.jp

2【換金（解約）手続等】

■　換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■　換金申込受付時間

原則として、午後 3 時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■　解約請求制による換金手続

・　受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
　解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
・　受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
・　解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。解約価額につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
・　解約手数料はありません。また、信託財産留保額もありません。
・　解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、4 営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■　解約請求の受付の中止及び取消

・　委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことができるものとします。
・　解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※　買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先（照会先）
ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
フリーダイヤル　0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　https://www.sbiokasan-am.co.jp

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

■　基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上１万口当たりで表示されることがあります。

■　わが国の金融商品取引所上場株式の評価

わが国の金融商品取引所上場株式は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

■　株価指数先物取引の評価

株価指数先物取引は、原則として、取引所の発表する清算値段（清算価格）で評価します。

■　基準価額に関する照会方法等

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問合わせ先（照会先）
ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
　フリーダイヤル　0120-048-214（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）
　ホームページ　　https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に 1 万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、2005 年 3 月 23 日から 2045 年 1 月 6 日までとします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

（４）【計算期間】

計算期間は、毎年 1 月 8 日から 4 月 7 日まで、4 月 8 日から 7 月 7 日まで、7 月 8 日から 10 月 7 日まで、10 月 8 日から翌年 1 月 7 日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（5）【その他】

■　投資信託契約の解約（繰上償還）

a　委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 5 億口を下回った場合、日経 500 種平均株価が改廃となった場合、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b　委託会社は、上記ａの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c　上記ｂの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d　上記ｃの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

e　委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f　上記ｃからｅまでの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

g　委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

h　委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の［投資信託約款の変更］ｄに該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

i　受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■　投資信託約款の変更

a　委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

b　委託会社は、上記ａの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c　上記ｂの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d　上記ｃの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

e　委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f　委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この投資信託約款を変更しようとするときは、上記ｂからｅの規定に従います。

■　反対者の買取請求権

前述の投資信託契約の解約（繰上償還）又は投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■　運用報告書の交付

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年１月８日から７月７日まで、７月８日から翌年１月７日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

https://www.sbiokasan-am.co.jp

■　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■　信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■　関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆　販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から１年で、期間満了の３ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に１年間更新され、その後も同様とします。

◆　変更内容の開示

販売会社との契約又は投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■　ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■　収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆　収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■　償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆　償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■　換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■　書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は 6 ヵ月未満であるため、財務諸表は 6 ヵ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 37 特定期間（2023 年 1 月 11 日から 2023 年 7 月 7 日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023 年９月 11 日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　榎倉昭夫

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本好配当リバランスオープン」の 2023 年１月 11 日から 2023 年７月７日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本好配当リバランスオープン」の 2023 年７月７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切で

あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

日本好配当リバランスオープン

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第36特定期間末 (2023年 1月10日現在)	第37特定期間末 (2023年 7月 7日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,327,347,039	755,720,483
コール・ローン	1,553,185,391	5,649,955,236
株式	9,380,802,680	56,932,823,220
未収配当金	27,691,000	101,383,200
流動資産合計	12,289,026,110	63,439,882,139
資産合計	12,289,026,110	63,439,882,139
負債の部		
流動負債		
未払金	509,272,887	484,342,355
未払収益分配金	1,438,566,668	206,393,767
未払解約金	4,556,357	187,939,127
未払受託者報酬	1,854,025	9,588,271
未払委託者報酬	17,381,464	89,890,007
未払利息	2,127	3,119
その他未払費用	243,152	1,256,656
流動負債合計	1,971,876,680	979,413,302
負債合計	1,971,876,680	979,413,302
純資産の部		
元本等		
元本	*1 10,275,476,201	*1 51,598,441,775
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	41,673,229	10,862,027,062
（分配準備積立金）	－	5,477,136,338
元本等合計	10,317,149,430	62,460,468,837
純資産合計	*2 10,317,149,430	*2 62,460,468,837
負債純資産合計	12,289,026,110	63,439,882,139

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第36特定期間 自　2022年 7月 8日 至　2023年 1月10日	第37特定期間 自　2023年 1月11日 至　2023年 7月 7日
営業収益		
受取配当金	152,863,950	637,099,750
受取利息	375	11,434
有価証券売買等損益	375,943,883	5,616,653,816
その他収益	527	1,051
営業収益合計	528,808,735	6,253,766,051
営業費用		
支払利息	118,073	567,608
受託者報酬	3,160,641	13,609,266
委託者報酬	29,630,930	127,586,798
その他費用	425,633	1,849,465
営業費用合計	33,335,277	143,613,137
営業利益又は営業損失（△）	495,473,458	6,110,152,914
経常利益又は経常損失（△）	495,473,458	6,110,152,914
当期純利益又は当期純損失（△）	495,473,458	6,110,152,914
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	32,707,029	255,277,299
期首剰余金又は期首欠損金（△）	301,439,370	41,673,229
剰余金増加額又は欠損金減少額	833,912,945	5,612,201,003
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	833,912,945	5,612,201,003
剰余金減少額又は欠損金増加額	95,312,726	339,262,929
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	95,312,726	339,262,929
分配金	*1 1,461,132,789	*1 307,459,856
期末剰余金又は期末欠損金（△）	41,673,229	10,862,027,062

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	第 37 特定期間 自 2023 年 1 月 11 日 至 2023 年 7 月 7 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6 ヵ月未満であるため財務諸表を 6 ヵ月毎に作成しており、前特定期間末が休日のため、2023 年 1 月 11 日から 2023 年 7 月 7 日までを特定期間としております。

（貸借対照表に関する注記）

第 36 特定期間末 （2023 年 1 月 10 日現在）	第 37 特定期間末 （2023 年 7 月 7 日現在）
*1.　当該特定期間の末日における受益権の総数 10,275,476,201 口	*1.　当該特定期間の末日における受益権の総数 51,598,441,775 口
*2.　当該特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額　1.0041 円 （10,000 口当たりの純資産額　10,041 円）	*2.　当該特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額　1.2105 円 （10,000 口当たりの純資産額　12,105 円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第36特定期間 自 2022年 7月 8日 至 2023年 1月10日	第37特定期間 自 2023年 1月11日 至 2023年 7月 7日
*1.分配金の計算過程	*1.分配金の計算過程
第70計算期間(2022年 7月 8日～2022年10月 7日)	第72計算期間(2023年 1月11日～2023年 4月 7日)
費用控除後の配当等収益額 A 114,518,270円	費用控除後の配当等収益額 A 510,944,570円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 126,850,568円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 560,977,409円
収益調整金額 C 2,138,961,560円	収益調整金額 C 10,483,485,708円
分配準備積立金額 D 641,197,694円	分配準備積立金額 D 0円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 3,021,528,092円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 11,555,407,687円
当ファンドの期末残存口数 F 5,641,530,443口	当ファンドの期末残存口数 F 25,266,522,390口
10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 5,355円	10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 4,573円
10,000口当たり分配金額 H 40円	10,000口当たり分配金額 H 40円
収益分配金金額 I=F*H/10,000 22,566,121円	収益分配金金額 I=F*H/10,000 101,066,089円
第71計算期間(2022年10月 8日～2023年 1月10日)	第73計算期間(2023年 4月 8日～2023年 7月 7日)
費用控除後の配当等収益額 A 28,273,978円	費用控除後の配当等収益額 A 98,785,226円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 193,123,613円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 4,684,168,410円
収益調整金額 C 4,687,902,865円	収益調整金額 C 22,500,245,922円
分配準備積立金額 D 779,079,514円	分配準備積立金額 D 900,576,469円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 5,688,379,970円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 28,183,776,027円
当ファンドの期末残存口数 F 10,275,476,201口	当ファンドの期末残存口数 F 51,598,441,775口
10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 5,535円	10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 5,462円
10,000口当たり分配金額 H 1,400円	10,000口当たり分配金額 H 40円
収益分配金金額 I=F*H/10,000 1,438,566,668円	収益分配金金額 I=F*H/10,000 206,393,767円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第36特定期間 自 2022年 7月 8日 至 2023年 1月10日	第37特定期間 自 2023年 1月11日 至 2023年 7月 7日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流	同左

	動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期　別 項　目	第36特定期間末 (2023年 1月10日現在)	第37特定期間末 (2023年 7月 7日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第36特定期間 自 2022年 7月 8日 至 2023年 1月10日	第37特定期間 自 2023年 1月11日 至 2023年 7月 7日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第37特定期間 自 2023年 1月11日 至 2023年 7月 7日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第 36 特定期間末 （2023 年 1 月 10 日現在）		第 37 特定期間末 （2023 年 7 月 7 日現在）	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	5,188,418,547 円	期首元本額	10,275,476,201 円
期中追加設定元本額	6,125,222,267 円	期中追加設定元本額	45,509,703,368 円
期中一部解約元本額	1,038,164,613 円	期中一部解約元本額	4,186,737,794 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第 36 特定期間末（2023 年 1 月 10 日現在）

（単位：円）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	74,113,043
合計	74,113,043

第 37 特定期間末（2023 年 7 月 7 日現在）

（単位：円）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,766,547,388
合計	3,766,547,388

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1. 有価証券明細表

①株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	ＩＮＰＥＸ	506,000	1,602.00	810,612,000	
		石油資源開発	188,000	4,360.00	819,680,000	
		安藤・間	752,100	1,065.00	800,986,500	
		長谷工コーポレーション	456,000	1,762.50	803,700,000	
		西松建設	231,000	3,515.00	811,965,000	
		熊谷組	262,500	3,065.00	804,562,500	
		積水ハウス	278,300	2,865.00	797,329,500	
		エクシオグループ	279,900	2,820.00	789,318,000	

		インフロニア・ホールディングス	596,700	1,331.00	794,207,700	
		日本たばこ産業	256,400	3,096.00	793,814,400	
		東洋紡	654,500	1,085.50	710,459,750	
		東ソー	475,900	1,688.00	803,319,200	
		デンカ	298,100	2,692.50	802,634,250	
		三菱瓦斯化学	386,800	2,127.50	822,917,000	
		ＵＢＥ	327,300	2,495.50	816,777,150	
		ＤＩＣ	309,700	2,623.00	812,343,100	
		武田薬品工業	178,600	4,410.00	787,626,000	
		出光興産	280,200	2,889.00	809,497,800	
		ＥＮＥＯＳホールディングス	1,643,300	496.90	816,555,770	
		コスモエネルギーホールディングス	205,700	3,946.00	811,692,200	
		ＡＧＣ	156,600	4,959.00	776,579,400	
		日本電気硝子	319,500	2,506.50	800,826,750	
		日本特殊陶業	280,400	2,936.00	823,254,400	
		日本製鉄	269,200	2,993.50	805,850,200	
		ＪＦＥホールディングス	394,400	1,989.50	784,658,800	
		大和工業	131,900	6,121.00	807,359,900	
		三井金属鉱業	244,300	3,248.00	793,486,400	
		東洋製罐グループホールディングス	381,900	2,089.50	797,980,050	
		ＬＩＸＩＬ	443,300	1,793.50	795,058,550	
		カシオ計算機	684,600	1,171.00	801,666,600	
		いすゞ自動車	464,700	1,757.50	816,710,250	
		アイシン	182,600	4,550.00	830,830,000	
		テイ・エス　テック	445,700	1,837.00	818,750,900	
		シチズン時計	933,600	880.00	821,568,000	
		ピジョン	407,400	1,998.00	813,985,200	
		電源開発	381,600	2,153.00	821,584,800	
		セイノーホールディングス	395,400	2,135.50	844,376,700	
		商船三井	233,900	3,678.00	860,284,200	
		川崎汽船	229,800	3,877.00	890,934,600	
		住友倉庫	341,400	2,377.00	811,507,800	
		ソフトバンク	525,000	1,536.50	806,662,500	
		双日	254,500	3,193.00	812,618,500	
		住友商事	265,900	2,973.00	790,520,700	
		丸井グループ	322,400	2,451.00	790,202,400	

		ゆうちょ銀行	719,300	1,127.50	811,010,750	
		コンコルディア・フィナンシャルグループ	1,437,100	588.70	846,020,770	
		西日本フィナンシャルホールディングス	634,100	1,419.00	899,787,900	
		ひろぎんホールディングス	990,800	849.90	842,080,920	
		あおぞら銀行	302,300	2,707.50	818,477,250	
		三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	759,200	1,057.50	802,854,000	
		三井住友トラスト・ホールディングス	158,100	5,332.00	842,989,200	
		三井住友フィナンシャルグループ	131,300	6,200.00	814,060,000	
		ふくおかフィナンシャルグループ	272,000	3,095.00	841,840,000	
		セブン銀行	2,856,000	288.90	825,098,400	
		みずほフィナンシャルグループ	367,700	2,211.00	812,984,700	
		山口フィナンシャルグループ	836,600	1,038.50	868,809,100	
		ＳＢＩホールディングス	292,000	2,845.50	830,886,000	
		大和証券グループ本社	1,092,200	723.30	789,988,260	
		東海東京フィナンシャル・ホールディングス	2,116,600	392.00	829,707,200	
		松井証券	1,018,300	801.00	815,658,300	
		かんぽ生命保険	373,200	2,231.00	832,609,200	
		ＳＯＭＰＯホールディングス	125,200	6,556.00	820,811,200	
		ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	158,700	5,226.00	829,366,200	
		東京センチュリー	156,200	5,134.00	801,930,800	
		イオンフィナンシャルサービス	630,700	1,267.00	799,096,900	
		三菱ＨＣキャピタル	946,200	864.50	817,989,900	
		東京建物	436,900	1,851.50	808,920,350	
		ＭＩＸＩ	302,300	2,600.00	785,980,000	
		Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	293,800	2,699.00	792,966,200	
		日本郵政	780,100	1,043.00	813,644,300	
	計	銘柄数：70 組入時価比率：91.2%			56,932,823,220 100.0%	
合　計					56,932,823,220	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2023 年 7 月 31 日現在）

Ⅰ　資産総額	77,737,480,353円
Ⅱ　負債総額	122,127,000円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	77,615,353,353円
Ⅳ　発行済数量	61,466,311,608口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	1.2627円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

■　名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

■　受益者等に対する特典

該当事項はありません。

■　内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■　受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

①　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2023 年 7 月末日現在）

資本金の額	1 億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000 株
発行済株式の総数	1,132,101 株
最近 5 年間における主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後（変更前）
2022 年 11 月 30 日	60 億 284 千円（10 億円）
2023 年 3 月 14 日	1 億円（60 億 284 千円）

(2) 委託会社の機構（2023 年 7 月末日現在）

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12 名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長 1 名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月 1 回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月 1 回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

運用分析会議は、月 1 回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーにフィードバックを行います。

売買分析会議は、月 1 回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は

会議の結果を執行役員会へ報告します。
　また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2023 年 7 月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	159	10,263
追加型公社債投資信託	1	3,462
単位型株式投資信託	42	579
単位型公社債投資信託	6	113
合計	208	14,418

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月20日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　榎倉昭夫

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2023年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 （2022年3月31日現在）		当事業年度 （2023年3月31日現在）
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		7,694,938		12,540,483
有価証券		476		—
短期貸付金	※2	5,000,000	※2	—
未収委託者報酬		1,104,368		1,311,125
未収運用受託報酬		10,322		10,800
未収投資助言報酬		11,876		11,876
前払費用		71,721		92,173
未収還付法人税等		—		30,079
未収収益		21,958		6,452
その他の流動資産		1,907		1,253
流動資産合計		13,917,570		14,004,243
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	195,033	※1	184,641
器具備品	※1	33,602	※1	20,587
有形固定資産合計		228,636		205,229
無形固定資産				
ソフトウェア		33,989		30,119
電話加入権		2,122		2,122
無形固定資産合計		36,112		32,241
投資その他の資産				
投資有価証券		1,405,875		1,121,024
親会社株式		313,778		—
長期差入保証金		257,464		257,258
前払年金費用		41,704		53,042
その他		24,980		480
貸倒引当金		△14,510		—
投資その他の資産合計		2,029,292		1,431,804
固定資産合計		2,294,040		1,669,275
資産合計		16,211,610		15,673,519

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	5,632	20,342
未払金	562,759	708,338
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	553,011	698,571
その他未払金	4,746	4,765
未払費用	240,442	239,029
未払法人税等	100,675	16,738
未払消費税等	62,522	31,221
賞与引当金	16,000	12,348
流動負債合計	988,031	1,028,018
固定負債		
退職給付引当金	303,215	293,279
役員退職慰労引当金	17,320	5,620
資産除去債務	92,457	93,410
繰延税金負債	33,150	18,513
固定負債合計	446,143	410,823
負債合計	1,434,175	1,438,841
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	566,500	—
その他資本剰余金	—	11,467,068
資本剰余金合計	566,500	11,467,068
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金	5,718,662	—
繰越利益剰余金	7,083,746	2,331,880
利益剰余金合計	12,982,238	2,511,710
株主資本合計	14,548,738	14,078,778
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	228,697	155,899
評価・換算差額等合計	228,697	155,899
純資産合計	14,777,435	14,234,677
負債・純資産合計	16,211,610	15,673,519

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2021年4月1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	9,416,174	9,113,651
運用受託報酬	19,672	19,318
投資助言報酬	27,600	27,600
営業収益合計	9,463,447	9,160,569
営業費用		
支払手数料	4,176,894	4,285,941
広告宣伝費	119,199	86,558
公告費	—	328
受益権管理費	16,147	16,118
調査費	2,125,996	1,858,200
調査費	288,304	315,915
委託調査費	1,837,692	1,542,285
委託計算費	257,289	260,793
営業雑経費	294,253	280,183
通信費	60,150	62,020
印刷費	159,554	146,353
諸経費	62,833	59,982
協会費	5,610	5,429
諸会費	6,103	6,397
営業費用合計	6,989,781	6,788,124
一般管理費		
給料	1,307,294	1,316,427
役員報酬	97,380	104,095
給料・手当	1,205,457	1,204,824
賞与	4,457	7,508
交際費	3,647	4,731
寄付金	15,363	17,082
旅費交通費	9,803	11,149
租税公課	41,340	8,668
不動産賃借料	232,838	283,162
賞与引当金繰入	15,818	12,348
退職給付費用	33,420	43,320
役員退職慰労引当金繰入	3,890	1,870
固定資産減価償却費	36,678	38,381
諸経費	329,172	351,617
一般管理費合計	2,029,266	2,088,759
営業利益	444,399	283,685

	前事業年度 （自　2021年4月1日 至　2022年3月31日）		当事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金	※1	33,968	※1	14,713
受取利息	※1	23,484	※1	19,472
約款時効収入		1		—
受取補償金		38		1,396
債務時効益		63,645		—
雑益		5,427		4,051
営業外収益合計		126,566		39,634
営業外費用				
固定資産除却損	※2	310	※2	0
為替差損		91		233
支払補償費		38		1,396
株式交付費		—		35,001
雑損		—		88
営業外費用合計		439		36,720
経常利益		570,526		286,599
特別利益				
投資有価証券売却益		10,612		18,272
投資有価証券償還益		1,331		—
貸倒引当金戻入		—		14,510
特別利益合計		11,943		32,782
特別損失				
有価証券償還損		1,445		13
投資有価証券売却損		4,071		21
特別損失合計		5,516		34
税引前当期純利益		576,953		319,346
法人税、住民税及び事業税		166,557		90,878
法人税等調整額		12,320		3,853
法人税等合計		178,878		94,732
当期純利益		398,074		224,614

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2021 年 4 月 1 日　至　2022 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
					別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,707,859	12,606,351	14,172,851	359,574	359,574	14,532,426
当期変動額											
剰余金の配当						△22,188	△22,188	△22,188			△22,188
当期純利益						398,074	398,074	398,074			398,074
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									△130,877	△130,877	△130,877
当期変動額合計	－	－	－	－	－	375,886	375,886	375,886	△130,877	△130,877	245,009
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	7,083,746	12,982,238	14,548,738	228,697	228,697	14,777,435

当事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本									評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
						別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	－	566,500	179,830	5,718,662	7,083,746	12,982,238	14,548,738	228,697	228,697	14,777,435
当期変動額												
新株の発行	5,000,284	5,000,284		5,000,284					10,000,568			10,000,568
剰余金の配当							△10,695,142	△10,695,142	△10,695,142			△10,695,142
当期純利益							224,614	224,614	224,614			224,614
資本金からその他資本剰余金への振替	△5,900,284		5,900,284	5,900,284								
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△5,566,784	5,566,784									
別途積立金の取崩						△5,718,662	5,718,662					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										△72,798	△72,798	△72,798
当期変動額合計	△900,000	△566,500	11,467,068	10,900,568	－	△5,718,662	△4,751,865	△10,470,528	△469,960	△72,798	△72,798	△542,758
当期末残高	100,000	－	11,467,068	11,467,068	179,830	－	2,331,880	2,511,710	14,078,778	155,899	155,899	14,234,677

［注記事項］

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　15～18 年

器具備品　4～15 年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産（負債）

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債　　18,513 千円

上記の繰延税金負債 18,513 千円は、繰延税金資産 123,394 千円と繰延税金負債 141,907 千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を毎期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年６月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。） を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （ 2022 年 3 月 31 日）	当事業年度 （2023 年 3 月 31 日）
建物	61,735 千円	74,099 千円
器具備品	114,517 〃	130,717 〃
計	176,253 〃	204,816 〃

※2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 （ 2022 年 3 月 31 日）	当事業年度 （2023 年 3 月 31 日）
短期貸付金	5,000,000 千円	—

（損益計算書関係）

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 （ 自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）	当事業年度 （ 自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）
受取配当金	12,720 千円	—
受取利息	22,834 千円	14,367 千円

※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 （ 自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）	当事業年度 （ 自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）
器具備品	310 千円	0 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

１．発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
計	554,701	—	—	554,701

２．剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1 株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021 年 6 月 22 日 定時株主総会	普通株式	22,188	40	2021 年 3 月 31 日	2021 年 6 月 23 日

３．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1 株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 21 日 定時株主総会	普通株式	22,188	利益剰余金	40	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 22 日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

１．発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式（株）	554,701	577,400	554,701	577,400
A種優先株式(株)	—	554,701	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A種優先株式（株）	—	—	—	—
合計	554,701	1,132,101	554,701	1,132,101

(注1)当事業年度の普通株式の増加株式数の557,400株は、SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施したことによるものであります。

(注２)事業年度の普通株式の減少株式数の554,701株及び、A種優先株式の増加株式数の554,701株は、株式会社岡三証券グループが保有する当社普通株式をA種優先株式へ変更したことによるものであります。

２．剰余金の配当に関する事項

① 金銭による配当

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月21日定時株主総会	普通株式	22,188	40	2022年3月31日	2022年6月22日
2022年11月11日臨時株主総会	普通株式	10,000,000	18,027	2022年11月11日	2022年11月17日

② 金銭以外による配当

決議	株式の種類	配当財産の種類	配当財産の帳簿価格（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年11月11日臨時株主総会	普通株式	有価証券	672,954	83.33	2022年11月11日	2022年11月14日

(注)2022年11月11日の臨時株主総会において、金銭配当及び当社が保有する株式会社岡三証券グループの株式8,075,180株（総額672,954千円）を株式会社岡三証券グループへ現物配当をすることを決定し、2022年11月14日に実施いたしました。

３．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度（2022年3月31日）	当事業年度（2023年3月31日）
1年以内	252,205	252,205

1年超	945,769	693,564
合計	1,197,974	945,769

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券、親会社株式及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	476	476	—
(2) 投資有価証券	852,014	852,014	—
(3) 親会社株式	313,778	313,778	—
(4) 長期差入保証金	257,464	257,237	△ 226

※「現金及び預金」、「短期貸付金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略しております。

※「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	553,861

当事業年度（2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,005,333	1,005,333	―
(2) 差入保証金	257,258	257,036	△ 221

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略しております。

※「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号　2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2022 年 3 月 31 日）

①　時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	336,529	―	―	852,014
親会社株式	313,778	―	―	313,778

なお投資信託の時価は上記に含まれておりません。投資信託の貸借対照表計上額は 515,485 千円であります。

②　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
差入保証金	―	257,237	―	257,237

当事業年度（2023 年 3 月 31 日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	318,335	686,998	—	1,005,333

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
差入保証金	—	257,036	—	257,036

（注 1）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

（注 2）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル 1 の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル 2 に分類しております。

差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル 2 の時価に分類しております。

（注 3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	7,694,938	—	—	—
短期貸付金	5,000,000	—	—	—
未収委託者報酬	1,104,368	—	—	—
未収運用受託報酬	10,322	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	476	426,160	75,556	—
長期差入保証金	—	5,259	—	252,205
合計	13,810,106	431,419	75,556	252,205

当事業年度（2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	12,540,483	—	—	—
短期貸付金	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,311,125	—	—	—
未収運用受託報酬	10,800	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	—	398,094	75,588	—
長期差入保証金	—	5,053	—	252,205
合計	13,862,408	403,147	75,588	252,205

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2022 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）株式	641,142	328,806	312,336
	（２）債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（３）その他	337,149	293,300	43,849
小計		978,292	622,106	356,186
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）株式	9,165	12,350	△3,185
	（２）債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（３）その他	178,812	202,183	△23,371
小計		187,977	214,533	△26,556
合計		1,166,269	836,639	329,629

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

（（金融商品関係）2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載の通りであります。）

当事業年度（2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）株式	307,740	70,022	237,718
	（２）債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（３）その他	391,508	372,000	19,508
小計		699,248	442,022	257,226
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）株式	10,595	11,992	△1,397
	（２）債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（３）その他	295,490	312,977	△17,487
小計		306,085	324,970	△18,885
合計		1,005,333	766,992	238,341

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

（（金融商品関係）2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載の通りであります。）

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	―	―	―
（２）債券			
①国債・地方債等	―	―	―
②社債	―	―	―
③その他	―	―	―
（３）その他	178,540	10,612	4,071
合計	178,540	10,612	4,071

当事業年度 （自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	―	―	―
（２）債券			
①国債・地方債等	―	―	―
②社債	―	―	―
③その他	―	―	―
（３）その他	29,250	18,272	21
合計	29,250	18,272	21

３．減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当ありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ 50％以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30％以上 50％未満下落した場合には、回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型ＤＣ岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
退職給付債務の期首残高	559,931	589,334
勤務費用	45,923	49,725
利息費用	559	1,237
数理計算上の差異の発生額	36,251	△70,336
退職給付の支払額	△53,330	△55,774
退職給付債務の期末残高	589,334	514,185

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
年金資産の期首残高	369,840	381,116
期待運用収益	1,849	1,905
数理計算上の差異の発生額	21,250	△35,927
事業主からの拠出額	17,960	16,747
退職給付の支払額	△29,783	△22,575
年金資産の期末残高	381,116	341,266

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
積立型制度の退職給付債務	284,316	248,503
年金資産	△381,116	△341,266
	△96,800	△92,763
非積立型制度の退職給付債務	305,018	265,682
未積立退職給付債務	208,218	172,919
未認識数理計算上の差異	53,292	67,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	261,510	240,237
退職給付引当金	303,215	293,279
前払年金費用	△41,704	△53,042
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	261,510	240,237

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
勤務費用	45,923	49,725
利息費用	559	1,237
期待運用収益	△1,849	△1,905
数理計算上の差異の費用処理額	△26,345	△20,383
確定給付制度に係る退職給付費用	18,288	28,673

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
株式	40.4%	39.8%
一般勘定	26.7%	26.1%
債券	19.3%	20.7%
その他	13.6%	13.4%
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
割引率	0.21%	0.40%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度14,203千円、当事業年度13,468千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2022 年 3 月 31 日）	当事業年度 （2023 年 3 月 31 日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	92,844	101,445
役員退職慰労引当金	5,303	1,943
賞与引当金	4,899	4,271
ゴルフ会員権評価損	918	—
貸倒引当金	4,442	—
その他有価証券評価差額金	8,131	6,532
投資有価証券評価損	2,817	3,011
資産除去債務	28,310	32,310
未払事業税	8,308	4,871
その他	4,822	6,466
繰延税金資産小計	160,799	160,852
評価性引当額	△ 41,930	△ 37,458
繰延税金資産の合計	118,868	123,394
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 109,064	△ 88,974
未収配当金	△ 6,043	△ 2,072
資産除去債務に対応する除去費用	△ 24,141	△ 26,664
前払年金費用	△ 12,769	△ 18,347
未収還付事業税	—	△ 5,848
繰延税金負債の合計	△ 152,018	△ 141,907
繰延税金資産(負債)の純額	△ 33,150	△ 18,513

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （2022 年 3 月 31 日）	当事業年度 （2023 年 3 月 31 日）
法定実効税率	—	34.59%
（調整）		
寄付金課税等永久に損金に算入されない項目	—	0.95%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△ 0.90%
住民税均等割	—	1.19%
税率変更に伴う影響額	—	△ 3.64%
評価性引当額の増減	—	△ 3.10%
その他	—	0.58%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	29.66%

（注）前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

当社は、2023 年３月 14 日に資本金を 100 百万円に減資したことにより、法人事業税において外形標準課税が不適用となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 30.62%から 34.59%となりました。

この税率変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 50 年と見積り、割引率は 1.030％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （ 自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）	当事業年度 （ 自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）
期首残高	91,515	92,457
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	942	952
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	92,457	93,410

（収益認識関係）

（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	9,113,651
残高報酬	9,097,589
成功報酬	16,061
運用受託報酬	19,318
投資助言報酬	27,600
合計	9,160,569

（２）収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、（重要な会計方針）４．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（３）当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

未収委託者報酬	1,311,125
未収運用受託報酬	10,800
未収投資助言報酬	11,876
合計	1,333,802

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

（１）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の 10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（２）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（３）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度　（自 2021 年 4 月 1 日　至 2022 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（４）報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度　（自 2021 年 4 月 1 日　至 2022 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

前事業年度　（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株式会社岡三証券グループ	東京都中央区	18,589,682	証券業	被所有直接 31.5%	直接の親会社資金貸付	資金貸付	5,000,000	短期貸付金	5,000,000
									未収利息	2,016
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接 3.4%	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払（注1）	2,358,137	未払手数料	382,839

（注） 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 2022 年 1 月 1 日付で岡三証券株式会社は、当該株式会社の兄弟会社である岡三オンライン証券株式会社を吸収合併したため、取引金額には合併前の岡三オンライン証券株式会社との取引金額が含まれております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社	株式会社岡三証券グループ	東京都中央区	18,589,682	証券業	被所有直接（49%）	直接の親会社資金貸付	資金貸付の返済	5,000,000	短期貸付金	－
							受取利息	14,367	未収利息	－
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	－	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払（注1）	2,718,939	未払手数料	532,414

（注） 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

ＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社（非上場）

ＳＢＩＦＳ合同会社（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
1株当たり純資産額	26,640円36銭	12,573円68銭
1株当たり当期純利益金額	717円63銭	300円41銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

3．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
当期純利益金額	398,074千円	224,614千円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る当期純利益	398,074千円	224,614千円
普通株式の期中平均株式数	554,701株	747,694株

4．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
純資産の部の合計額	14,777,435千円	14,234,677千円
純資産の部から控除する合計額	―	―
普通株式に係る期末の純資産額	14,777,435千円	14,234,677千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	554,701株	1,132,101株
（うちA種優先株式）		（554,701 株）

（注）A種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更等

2022 年 11 月 30 日付で、株式の譲渡制限、優先株式の発行と優先株式に係る優先配当、非業務執行取締役の責任限定契約等に関する定款変更を行いました。

2023 年 3 月 27 日付で、監査役会の廃止に伴う定款変更を行いました。

また、2023 年 7 月 1 日付で、商号の変更（新商号　ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社）に関する定款変更を行いました。

（2）訴訟事件その他の重要事項

岡三アセットマネジメント株式会社は、ＳＢＩホールディングス株式会社の完全子会社であるＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社に第三者割当増資を行い、2022 年 11 月 30 日付で、ＳＢＩホールディングス株式会社の連結子会社並びに株式会社岡三証券グループの持分法適用関連会社となりました。

約　款

追 加 型 証 券 投 資 信 託

日本好配当リバランスオープン

約　　款

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

運 用 の 基 本 方 針

約款第18条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投 資 対 象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投 資 態 度

① わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

② 運用にあたっては、日経500種平均株価採用銘柄を予想配当利回りの高い順にランキングし、上位の 70 銘柄程度を投資対象とします。ただし、財務内容や流動性等を勘案し、投資対象銘柄から除外することがあります。また、日経500種平均株価採用銘柄の入替えに伴い、当該指数採用銘柄から除外された銘柄を一時的に組入れている場合や新規に採用されることとなった銘柄を組入れる場合があります。

③ 投資にあたっては、各銘柄への資産配分が、概ね等金額投資となることを目標に運用を行います。ただし、投資信託財産の規模、組入銘柄の株価変動、ならびに償還準備に入った場合等の要因により等金額投資とならない場合があります。

④ 組入銘柄の見直しと各銘柄の組入比率の調整（リバランス）は、原則として1ヵ月毎に行います。なお、リバランス時に日経500種平均株価採用銘柄から除外されることが判明している銘柄については組入対象銘柄から除外し、新規に採用されることが判明している銘柄については組入対象銘柄に含むものとします。

⑤ 株式の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

⑥ 株式以外への資産の投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

⑦ 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投 資 制 限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑤ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

3ヵ月に1回（1月、4月、7月、10月の各月の7日とします。ただし、当該各月の7日が休業日の場合は翌営業日とします。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
ただし、第1計算期間末には、分配を行いません。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、分配対象収益の範囲内で、委託者が分配可能額を勘案のうえ決定します。

なお、1 月の決算時の分配金額は、基準価額が当初元本を上回っている場合は、委託者が基準価額水準を勘案のうえ決定します。

③ 留保益の運用方針

分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託　日本好配当リバランスオープン　約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第２条　受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第３条　委託者は、金１億 5,000 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第５条　この信託の期間は、2005 年３月 23 日から 2045 年１月６日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第６条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し､投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第７条　この信託契約締結当初の受益者は、委託者とします。

②　追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については１億 5,000 万口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といい

ます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第12条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずるこ

とができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下この項において同じ。）および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

④ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ．有価証券
   ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 21 条に定めるものに限ります。）
   ハ．金銭債権
   ニ．約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ．為替手形

（運用の指図範囲）

第 17 条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 2 号から第 11 号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
16. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行

信託の受益証券に表示されるべきもの

19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書および第 12 号ならびに第 16 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号ならびに第 16 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預　金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還への対応および投資環境の変動への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第 18 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 19 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 20 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第 21 条　委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（投資信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第 21 条の 2　デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 22 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないこととします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないこととします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（信託業務の委託等）

第 23 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第 24 条　＜削除＞

（混蔵寄託）

第 25 条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 26 条　信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 27 条　委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 28 条　委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 29 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 30 条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 31 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③　前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 32 条　この信託の計算期間は、毎年 1 月 8 日から 4 月 7 日まで、4 月 8 日から 7 月 7 日まで、7 月 8 日から 10 月 7 日まで、10 月 8 日から翌年 1 月 7 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、平成 17 年 3 月 23 日から平成 17 年 7 月 7 日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（投資信託財産に関する報告）

第 33 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査に要する費用）

第 34 条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②　前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第 32 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第 35 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 32 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 83 の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 36 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 37 条　受託者は、収益分配金については第 38 条第 1 項に規定する支払開始日までに、および第 38 条第 2 項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 38 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 38 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 38 条　収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 39 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

④　一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 4 営業日目から受益者に支払います。

⑤　収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所で行うものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 39 条　受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 40 条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

④　平成 19 年 1 月 4 日以降の投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑤　委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すことができるものとします。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第 41 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（投資信託契約の解約）

第 42 条　委託者は、第 5 条の規定による信託終了前に、この投資信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 5 億口を下回った場合、日経 500 種平均株価が改廃となった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告

を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。

⑤　委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥　第 3 項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 43 条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 47 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 45 条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 46 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更）

第47条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第48条　第42条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（信託期間の延長）

第49条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（公告）

第50条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。https://www.sbiokasan-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第50条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　平成18年12月29日現在の投資信託約款第11条、第12条、第14条（受益証券の種類）から第20条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 17 年 3 月 23 日

委　託　者　　東京都中央区京橋二丁目２番１号
ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

受　託　者　　東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社